

ナトリウム取扱研修棟横
排水路の堆積土砂の撤去作業
仕様書

令和 8 年 9 月

日本原子力研究開発機構
敦賀総合研究開発センター
先進技術開発課

1. 件名

ナトリウム取扱研修棟横排水路の堆積土砂の撤去作業

2. 目的および概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」とする）敦賀総合研究開発センター白木地区におけるナトリウム取扱研修棟横の排水路について、土砂が堆積していることから、その撤去を行う。

3. 作業実施場所

福井県敦賀市白木 1 丁目

ナトリウム取扱研修棟横の排水路

4. 契約期間

契約後 ～ 令和 9 年 2 月 26 日（金）

各作業の具体的な実施時期については、機構と協議の上、決定するものとする。

5. 作業内容

排水路の堆積土砂の撤去

（1）作業準備

本作業前に、作業に支障のある枝払い、重機の搬入、水替工等の事前作業を実施すること。

（2）堆積土砂の撤去

排水路の対象範囲全長に渡って堆積している土砂を撤去(浚渫)する。

作業時、排水路の一部は土砂を溜めるために深さが他の部分より深くなっているために注意すること。

（3）撤去した堆積土砂の搬出、整形（添付図-2 参照）

水路より撤去した堆積土砂は、逐一もんじゅ構内の指定場所に搬出すること。

なお、土砂の搬出の際には、機構担当者の指示に従うこと。

全ての土砂を搬出完了後、整形を行う。

（4）その他

作業時に発生した残材については、受注者の責により廃棄するものとする。

6. 作業範囲

ナトリウム取扱研修棟横の排水路（添付図-1 参照）

7. 支給物品及び貸与品

- (1) 現地作業場所
- (2) 作業用電力および作業用水
- (3) その他機構が所有するもので、作業を進める上で機構担当者が必要と認めたもの。

8. 業務に必要な資格等

- (1) 作業責任者等認定制度の運用規則（敦賀拠点敦賀地区）に基づく現場作業責任者認定証
- (2) フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育
- (3) 高所作業車運転技能講習修了証
- (4) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育
- (5) その他必要な資格

9. 提出図書

提出書類	様式指定	提出時期	提出部数
総括責任者届	機構様式	契約締結後速やかに	1
委任又は下請負等届	機構様式	契約締結後速やかに	1
作業体制表	指定なし	作業開始2週間前までに	1
作業要領書	指定なし	作業開始2週間前までに	1
リスクアセスメント	指定なし	作業開始2週間前までに	1
資格証明書（写し）	指定なし	作業開始2週間前までに	1
作業報告書 （実施前後の写真要添付）	指定なし	作業終了後速やかに	1
その他機構が要求する書類	指定なし	その都度	1

（提出場所）原子力機構 敦賀総合研究開発センター 先進技術開発課

10. 検査

本作業完了に伴う検査は以下の項目について目視確認を行う。なお、その検査記録は、作業実施前後の写真として記録を残し提出すること。

- 対象範囲の土砂が撤去されていること
- 堆積土砂搬出場所が整形されていること
- 最終外観状況が適切であること

11. 検収条件

「10. 検査」に記載された内容の確認、「9. 提出図書」の確認、並びに原子力機構が本仕様書の定める業務が実施されたことを確認し検収とする。

12. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 労働安全衛生法施行令
- (3) 労働安全衛生規則
- (4) 安全統一ルール（機構規則：敦賀拠点敦賀地区）
- (5) 作業責任者等認定制度の運用規則（機構規則：敦賀拠点敦賀地区）
- (6) その他受注業務に関し、適用または準用すべき全ての法令・規格・基準等

13. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること（機構で定める現場作業責任者の安全管理下で作業を実施すること）。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

14. 検査員及び監督員

検査員

一般検査 管財担当課長

監督員

敦賀総合研究開発センター 先進技術開発課 担当者

15. グリーン購入法の推進

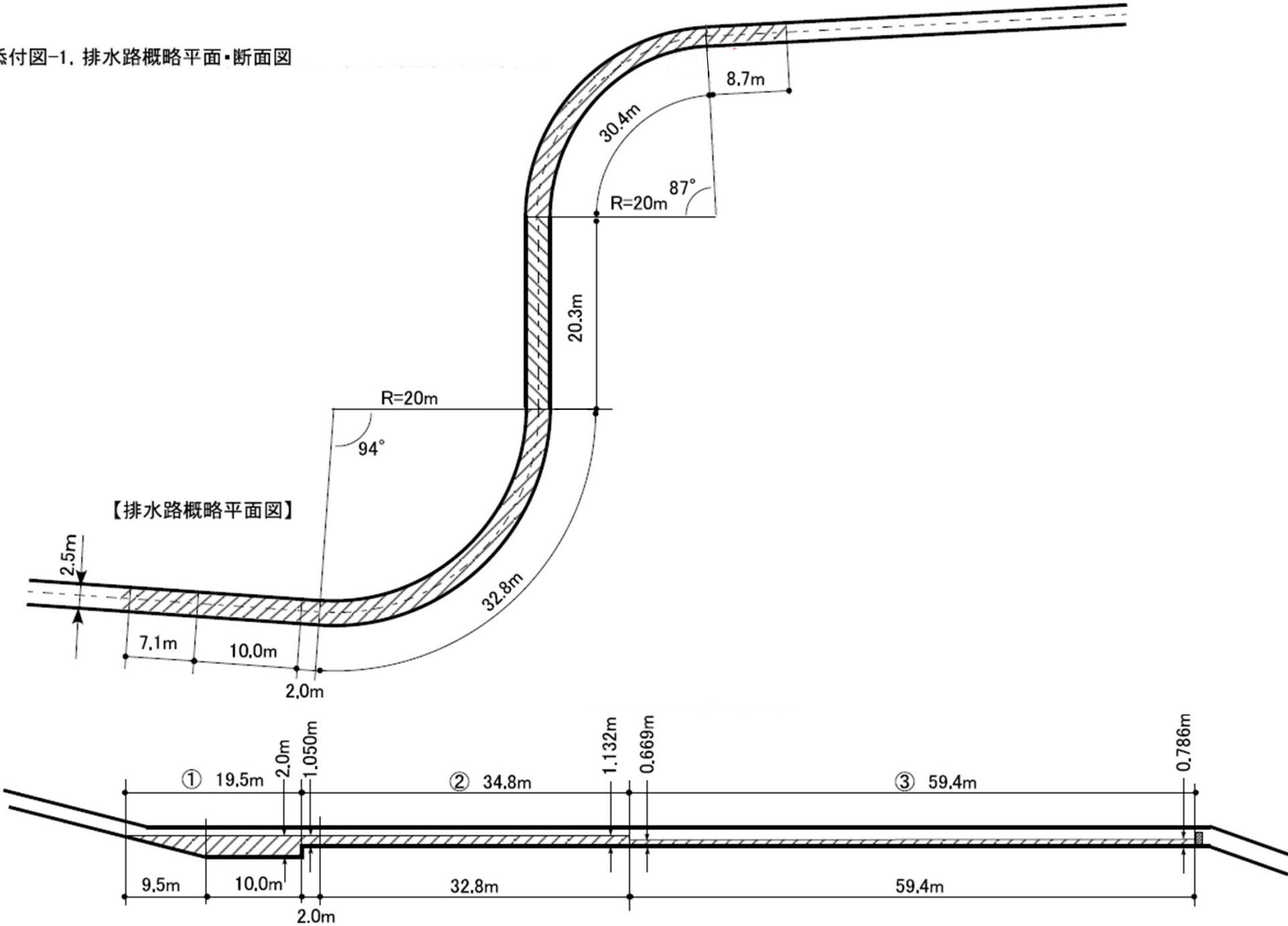
- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

16．協議

本仕様書に記載されている事項、及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うこと。

以 上

添付図-1. 排水路概略平面・断面図



添付図-2.もんじゅ構内図

